

会 員 規 則

制定 平成13年10月25日
改正 平成14年11月15日
改正 平成16年 4月 1日
改正 平成21年11月 2日
改正 平成22年 4月 1日
改正 平成28年12月19日

(目 的)

第1条 この規則は、定款第66条の規定に基づき、公益財団法人財務会計基準機構（以下「本財団」という。）の会員に関して必要な事項を定めるものである。

(会員の資格)

第2条 会員たる資格を有する者は、本財団の趣旨に賛同する次項に掲げる者とする。

2 会員は、次の各号に掲げる2種とする。

- (1) 法人会員は、個人会員以外の各種の法人、任意の団体等（以下「法人」という。）とする。
- (2) 個人会員は、個人とする。

(入 会)

第3条 本財団の会員になろうとする者は、この規則に従うことに同意し、所定の入会申込書を提出し、理事長の入会承認を得なければならない。

2 入会日は、本財団が発行する会員専用サイト利用のための「会員番号及びパスワード」の発行日とする。

3 会員は、入会後に第1項に掲げる入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、すみやかに本財団宛に届け出なければならない。

(会 費)

第4条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

法人会員 一口につき 年間30万円
個人会員 一口につき 年間 5万円

2 前項に掲げる会費は、事業年度（当年4月1日から翌年3月31日まで）毎に本財団からの請求に基づき、請求書に記載の期限までに同書記載の方法で納入しなければならない。

但し、事業年度の途中で入会した場合については、入会后、2週間以内に納入しなければならない。

3 当該事業年度の第2四半期が開始した後に入会するときの初年度の会費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2四半期中に入会するとき 第1項に定める金額の4分の3
- (2) 第3四半期中に入会するとき 第1項に定める金額の2分の1
- (3) 第4四半期中に入会するとき 第1項に定める金額の4分の1

(会員の特典)

第5条 会員は、会員マークを利用することができる。

2 会員は、前項の他、次の各号に掲げる事項の特典を有する。

- (1) ホームページの会員専用サイトの閲覧を通じた我が国における会計基準及び国際的な会計基準に関する検討情報等の入手
 - (2) 我が国における会計基準及び国際的な会計基準並びにディスクロージャー制度に関する刊行物、資料等の入手に係る優先等の取扱い
 - (3) 我が国における会計基準及び国際的な会計基準並びにディスクロージャー制度に関するセミナー参加に係る優先等の取扱い
 - (4) その他理事長が定めたもの
- 3 前項第1号の特典は、個人会員については、当該個人会員のみが閲覧することができるものとし、法人会員については、一口につき当該法人に属する者5名まで閲覧させることができる。また、法人会員は、本財団所定の様式により、閲覧させる者を事前に本財団に届け出なければならない。
- 4 第2項の会員の特典として、本財団が会員に提供する情報その他の資料（以下「提供情報等」という。）の著作権は、本財団に帰属する。
法人会員は、提供情報等を当該法人内においてのみ利用することができる。

（会費の用途）

第6条 第4条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

（退 会）

- 第7条 会員は、退会届を本財団に書面で提出し、本財団がこれを受理したときに退会することができる。
- 2 会員が次の各号の一に該当するときは退会とみなす。
 - (1) 法人会員が解散したとき、又は個人会員が死亡したとき
 - (2) 会員が次条の規定に基づき除名となったとき
 - (3) 当該事業年度の会費を1年以上納入せず、督促にも応じないとき
 - (4) その他理事長が必要と認めたとき
 - 3 本財団は、個人会員が病気その他やむを得ない事情により会費を納入できない場合には、会費を免除し、復会の申出があるまで休会を認めることができる。休会の間、当該会員は特典を有しないものとする。また、休会は、会員の休会届を本財団が受理した日から開始する。
 - 4 第1項及び第2項の規定により会員が退会したとき及び次条第1項の規定により会員が除名されたときは、既納の会費は返還しないものとし、会費未納の会員は引き続き会費納入義務を負うものとする。

（除 名）

- 第8条 理事長は、会員が次の各号の一に該当することが明らかとなったときは、理事会の決議を経て、その者を除名することができる。この場合、理事会において決議する前に、その者に弁明の機会を与えねばならない。
- (1) 本財団の名誉をき損する行為をしたとき
 - (2) 会員規則に違反したとき
 - (3) 入会申込書又はその他本財団に提出した書類に虚偽の記載を行ったことが明らかとなったとき
 - (4) 会員資格を自己の営利活動に利用したとき
 - (5) 会員番号又はパスワードを第5条第3項の制限に違反して使用し、又は、第三者に使用

させたとき

2 理事長は、前項各号の一に該当する場合において、本財団が損害を蒙ったと認められるときは、当該会員に対しその賠償を請求することができる。

(会員名簿)

第9条 本財団は、会員名簿に会員を登録し、その写しを常時事務局に備置し、かつ、法人会員の名簿は、ホームページで一般公表する。

(規則の改正)

第10条 この規則は、定款第66条第3項に定める理事会の決議を経て、改正することができる。

(その他)

第11条 この規則に定めのない事項については、理事長の定めるところによる。

附 則

この改正規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成21年11月2日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成28年12月19日から施行する。